

しんきんフリーローン

平成30年3月26日現在

1. 商品名	・フリーローン・・・しんきん保証基金
2. ご利用いただける方	<p>(1) 当金庫の営業地区内にお住まいの方、又は営業地区内の事業所に勤務している方</p> <p>(2) 年齢が満20才以上で、最終返済時の年齢が満75才以下であり、安定継続した収入がある方</p> <p>※給与所得者の方は、勤続年数は問いません。</p> <p>※自営業者の方は、現在の業種で確定申告の実績がある方</p> <p>※派遣社員・パート等の非正規社員の方で、安定継続した収入が「年収が150万円以上ある」または「年収が90万円以上で家族の方と同居している」方</p> <p>※年金収入のある方</p> <p>(3) しんきん保証基金の保証を受けられる方</p> <p>※上記(1)～(3)の全てを満たす方がご利用できます。</p> <p>※WEB完結ローンのご利用は、融資の取扱いを希望する当金庫の店舗に普通預金口座をお持ちいただいている方が対象となります。</p>
3. ご利用期間	・3ヶ月以上10年以内
4. ご利用金額	・500万円以内
5. お使いみち	・自由（事業性資金・おまとめ資金も可）
6. ご融資利率	<p>・当金庫所定の利率とさせていただきます。固定金利型。</p> <p>※保証料含まれます。</p>
7. ご返済方法	<p>(1)元金均等毎月返済、または元利均等毎月返済のいずれかとします。</p> <p>(2)元金の返済をご融資当初の6ヵ月間据え置くこともできます。</p> <p>(3)ボーナス併用による返済も可能です。ただし、ご融資金額の50%以内です。</p>
8. 必要書類	<p>(1) 本人確認書 運転免許証（表裏） 運転免許証を取得されていない方は次のいずれか ①個人番号カード（表面）②パスポート ③顔写真付住民基本台帳カード（表裏） ④運転経歴証明書（表裏）⑤上記①②③④をお持ちでない方は健康保険証等 ⑤の場合には、住民票抄本や公共料金の領収書のご提示が必要です。 ※WEB完結ローンご利用の場合は、運転免許証（表裏）またはパスポートのいずれかとなります。</p> <p>(2) 年収確認書類（ご利用金額が300万円を超える場合） 公的所得証明、源泉徴収票、給与明細書（勤続年数が短く、公的所得証明、源泉徴収票が取れない場合）、確定申告書控、年金決定通知書、年金額改定通知書または前年受取額を証する書類。</p>
9. 事務手数料	・不要です。
10. 保証料	・ご融資金利に含まれます。
11. 保証人	・しんきん保証基金をご利用いただきますので、保証人は不要です。
12. 担保	・不要です。
13. その他	<p>(1) ローンの詳細内容、またはご融資利率やご返済の試算については、窓口にお問合わせください。</p> <p>(2) ご利用に際してはお申込後審査をさせていただきます。 しんきん保証基金の保証が受けられない等、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p>
14. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス管理部（9時～17時、フリーダイヤル：0120-308-770、電話：03-5789-6153）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置：東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能としておりますので、上記コンプライアンス管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、上記の各弁護士会（東京三弁護士会）に直接申立ていただくことも可能です。 また、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会にて、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一がございします。 ご利用いただける弁護士会など詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス管理部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>